

## ドイツ企業による会計基準採用・準拠政策の実態

潮崎, 智美

<https://doi.org/10.15017/3000245>

---

出版情報：経済論究. 107, pp.55-68, 2000-07-31. 九州大学大学院経済学会  
バージョン：  
権利関係：

# ドイツ企業による会計基準採用・準拠政策の実態

潮 崎 智 美

## 目 次

1. はじめに
2. ドイツ企業によるUS-GAAP/IAS採用と  
その根拠
3. ドイツ企業のUS-GAAP/IAS準拠方法
4. おわりに

## 1. はじめに

近年、ドイツ企業によるUS-GAAP (US-Generally Accepted Accounting Principles : アメリカにおいて一般に認められた会計原則) または/およびIAS (International Accounting Standards : 国際会計基準) 採用の動きが顕著である。そのなかでも特に、ドイツの国際的大企業による当該基準の採用の増加は、日本においても経済誌等で大きく取り上げられ、さらにそれがUS-GAAP/IAS採用の進まない日本企業の危機感を煽るような論調であったこともあって、にわかに注目を集めるようになってきた。

確かに、それらの記事において紹介されているような、US-GAAP/IAS採用企業の増加という変化に注目する意義は十分にある。特に国際会計領域の関心から言えば、フランコ・ジャーマン諸国に属するドイツの企業がアングロ・アメリカン型基準に位置づけられるUS-GAAP/IASを採用するといった現象は、会計実務の国際的調和化を論ずるにあたっての興味深い分析対象となりうるし、その分析ための資料を与えてくれよう。さらに、その現象がドイツにおい

ては他のフランコ・ジャーマン諸国に比して遅れて生じたにもかかわらず、その普及という面で他国を先んずるようになってきたという状況もまた、ドイツを一例として取り上げる意味を深めている。しかし、その分析において、何故そのような変化が生じたのか、その変化はどのような性質のものなのか (形式的変化か実質的变化か) といった分析を行うことなく、その実務上の傾向を捉えることができるであろうか。採用の実態分析を行わなければ、その変化だけに囚われ、変化に内在する連続を見極めることなく現状を判断してしまうことになる。

そこで、本稿はドイツ企業によるUS-GAAP/IAS採用・準拠の実態を分析することを目的として、第2節において、ドイツ企業がUS-GAAP/IASを採用するのはいかなる理由によるものかといった採用の根拠について、次に第3節において、ドイツ企業がUS-GAAP/IASにどのように準拠しているのかといった準拠の方法について検討を行っていく。具体的に言えば、第2節では、ドイツ企業によるUS-GAAP/IAS採用の根拠を「ニューヨーク証券取引所 (New York Stock Exchange : NYSE) またはノイア・マルクト (Neuer Markt : NM) への上場」および「国際的大企業」という2つの要因に求め、US-GAAP/IAS採用とそれらの要因との関係を検討する。また第3節においては、財務諸表注記に示された採用基準に関する記述に看取される、ドイツ企業のUS-GAAP/IAS採用・準拠政策を整理することから、ドイツ企業による

US-GAAP/IAS準拠方法が多様かつ複雑である現状を明らかにしていく。本稿を通じて行われるドイツ企業のUS-GAAP/IAS採用・準拠の実状の把握という作業から得られる成果は、ドイツ企業によるUS-GAAP/IAS採用・準拠に対する基礎的認識となる。

## 2. ドイツ企業によるUS-GAAP/IAS採用とその根拠

以下本節で詳細に述べていくように、今や150社以上のドイツ企業がUS-GAAP/IASを採用しているという。では、何故ドイツ企業はUS-GAAP/IASを採用するのか。今もってその採用の現状と根拠は不明瞭なままである。その解明を困難にしている第1の理由は、自発的にUS-GAAP/IASを採用する企業が数多くあり、採用企業の全体像を掴みにくいということにあった。本節では、その全体像を捉えた貴重な資料(Ordelheide [2000])に基づいてドイツ企業によるUS-GAAP/IAS採用状況を把握した後、その採用と根拠の関係を分析する。まずは、ドイツ企業がUS-GAAP/IASを採用する根拠となる要因を想定し、その検討を行うことから始めよう。

ドイツ国内において、ドイツ企業は、原則的にドイツ商法典(Handelsgesetzbuch: HGB)、株式(会社)法(Aktiengesetz: AktG)等から構成されるドイツ会計制度に準拠して財務諸表を作成する義務を負う。ただし連結財務諸表に対しては、1998年4月に施行された資本調達促進法<sup>1)</sup>制定に伴うHGB改正により、取引所上場親企業が国際的に認められた会計原則に準拠して連結財務諸表を作成した場合、HGBに準拠した連結財務諸表の作成の免除が認められるようになった(HGB第292a条)。ここで、国際的に認められた会計原則とは、実質的にはUS-GAAP/

IASを指す。すなわち、HGBにおいてUS-GAAP/IASへの準拠は企業の任意に委ねられており、強制されてはいないのである。さらに、証券取引所上場認可命令(Börsenzulassungsverordnung: BörsZulV)においても、HGBと同様の立場が採られている<sup>2)</sup>。従って、ドイツ企業のUS-GAAP/IAS採用の根拠を、ドイツの会計制度に求めることはできない。

ドイツ企業がUS-GAAP/IASを採用する当然の根拠として考えられるのは、ドイツ企業がこれらの基準への準拠を要求する証券取引所に上場する場合である。US-GAAPへの準拠を要求するニューヨーク証券取引所(NYSE)、そしてUS-GAAPまたはIASへの準拠を要求するドイツ新2部市場ノイア・マルクト(NM)は、ドイツ企業にUS-GAAP/IAS準拠を要求する代表的な証券取引所である<sup>3)</sup>。ドイツ国内の他の証券取引所やヨーロッパ連合(EU)域内の証券取引所においては、連結財務諸表に対するUS-GAAP/IASの採用・準拠が認められてはいないけれども、強制されてはいない。

では、そのNYSEおよびNMのUS-GAAP/IAS準拠要求を実際に見ていこう。

- 1) 資本市場におけるドイツ・コンツェルンの競争力改善および社員貸付金調達の促進に関する法律。Gesetz zur Verbesserung der Wettbewerbsfähigkeit deutscher Konzerne an Kapitalmärkten und zur Erleichterung der Aufnahme von Gesellschafterdarlehen (Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz—KapAEG), Bundesgesetzblatt Jahrgang 1998 Teil I Nr.22, ausgegeben zu Bonn am 23. April 1998.
- 2) BörsZulVに明文規定がないことから、ここではHGBの立場と同様、当該ドイツ企業を実質上の外国企業と見なすことによって、連結財務諸表におけるHGBへの準拠義務が免除されていると考えられる。外国企業に対する免除規定は、BörsZulV第22条および第65条第2項。
- 3) 近年、NYSE、NMのどちらにおいても、ドイツ企業による上場が増加している。NYSEには1993年のDaimler-Benz社の上場をはじめとして現在10社、1997年開設されたNMには267社が上場しているという(NYSE [2000], NM [2000])。

ドイツ企業がNYSEに上場する場合、当該企業は、アメリカ証券取引委員会（Securities Exchange Commission：SEC）が外国の登録会社に対して定めた様式20-F第17項または第18項に従って財務諸表を作成しなければならない<sup>4)</sup>。それによれば、US-GAAPに完全準拠するか、または調整表（reconciliation）を作成するといった方法で、US-GAAPに準拠することが求められている（資料1）。この調整表では、財務諸表に示された利益および資本に、採用基準とUS-GAAPとの間に生じる重要な相違と金額

に関する修正を加えて、US-GAAPに準拠した利益および資本が導き出される。

また、ドイツ企業がNMに上場する場合、当該企業は上場要件である Regelwerk Neuer Marktに従わなければならない。財務諸表の作成に関して規定されたその第2章第4.1.9条および第7.2.2条において、NM上場企業がUS-GAAPまたはIASに準拠するか、あるいは企業の所在国の基準とUS-GAAP/IASとの調整表を作成しなければならない旨が述べられている。ただし上場1年目の企業に対しては、当該

#### 資料1 様式20-F 第17項 財務諸表

(c) 上記の(a)節により要求される財務諸表および附属明細表は、アメリカにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成することができる。また、当該財務諸表は、下記の事項を開示する場合には、アメリカにおいて一般に認められた会計原則に準拠せず、包括的会計原則（a comprehensive body of accounting principles）に従って作成することができる。

- (1) 監査報告書、または財務諸表の見出しに明らかに識別できるように包括的会計原則が財務諸表の作成のために使用されたことの指摘。
- (2) 財務諸表を作成するにあたって使用した会計原則、慣行、および方法と、アメリカにおいて一般に認められ、また規則S-Xにより認められた会計原則、慣行、および方法との間の重要な差異について討議し、当該重要な差異は、次のような形式によりその項目と金額を示さなければならない。
  - (i) 損益計算書を表示する各年度および中間期ごとに、損益計算書上またはその注記中において、下記に示した表とほぼ同一の表形式により純利益を調整しなければならない。個々の重要な差異の内容は、個別の調整項目として記載し、影響する金額を示さなければならない。ただし、注記中に区分して表示する場合には、重要な数項目を損益計算書上において総括して表示することができる。

損益計算書に示された純利益	XXX
報告利益を増加させる影響のある項目	
項目1	XXX
項目2等	XXX
報告利益を減少させる影響のある項目	
項目1	(XXX)
項目2等	(XXX)
アメリカにおいて一般に認められた会計原則による純利益	<u>XXX</u>

- (ii) 貸借対照表についても、貸借対照表に記載された項目の金額とアメリカにおいて認められた会計原則または規則S-Xに準拠して計上される金額の間の重要な差異の金額を示さなければならない。当該金額は、貸借対照表上に括弧書きによって示し、特設欄を設け、あるいは資本勘定の調整表の形式により、または調整後の貸借対照表を示すことによってもよいし、または金額の差異を明瞭に示すことのできる類似の形式によって揭示することもできる。

出所：港監査法人編 [1987], 122-123頁。

4) 第17項と第18項は、後者がセグメント情報の記載を求める(c)(3)の要件を追加的に有することを除き一致している。

## 資料2 Regelwerk Neuer Markt 第7.2.2条第1項 財務諸表および状況報告書

財務諸表は、国際会計基準 (IAS) またはアメリカにおいて一般に認められた会計原則 (US-GAAP) に準拠して作成され、第2項に従って公表されねばならない。自国の会計原則からIASまたはUS-GAAPへの調整表は認められる。発行体が第1文および第2文の義務を一時的に満たすことができない場合には、発行体の要請により、ドイツ証券取引所 (DBAG) は、ノイア・マルクト (Neuer Markt) に株式が上場される発行体の営業年度について、当該発行体に対して第1文および第2文の要件を免除することがある。当該免除は、例えば特にキャッシュ・フロー計算書およびセグメント別報告などの追加的な情報提供という条件のもとに可能となる。免除適用の更新は認められない。さらに、執行機関および監査機関のメンバーによって保有される当該発行体の株式の総数および前年度と比較した当該数値の変化が、提供されねばならない。財務諸表および状況報告書は、ドイツ語および英語の両方で作成されねばならない。

出所: §7.2.2 Abschnitt 2 Regelwerk Neuer Markt.

基準への準拠が免除される場合がある。またここには、NM上場企業がUS-GAAP/IASのうちのどちらを選ぶべきかに関する要件は示されておらず、US-GAAPがIASかの選択は企業に委ねられている (資料2)。

さて、既述の「NYSEまたはNMへの上場」という要因の他に、その必然性については別に論じる必要があるが、採用企業が「国際的大企業」であるかどうかといった要因も、ドイツ企業のUS-GAAP/IAS採用の根拠の一つと考えられている。ドイツの「国際的大企業」によるUS-GAAP/IASの採用が進んでいるといったような説明は、日本における前述の経済誌の記述と同様に、ドイツの文献においても多くなされている (その代表的なものとして、Niehus [1995 a] を挙げることができる)。

そこで、以下では、ドイツの国際的大企業がUS-GAAP/IASを採用するといった仮定を検証するためにも、ドイツ企業によるUS-GAAP/IAS採用が、「NYSEまたはNM上場企業」および「国際的大企業」という2つの要因によってどの程度まで説明できるのかについての分析を試みる。そのために必要となるUS-GAAP/IAS採用ドイツ企業の全体像の把握は、Ordelheide [2000] の資料に依拠した。また、ここで、国際的大企業であるかどうかに関する判断は、ドイツ株式指数 (Deutsche Aktienindex : DAX)

企業であるかどうかに従って行われた<sup>5)</sup>。

まずは、ドイツ企業のUS-GAAP/IAS採用状況を見てみよう。Ordelheide [2000] によれば、1999年8月18日現在、US-GAAP/IAS採用企業は153社であった (この数には当時採用計画のあった企業も含められている)。次いで、US-GAAP, IASそれぞれについて見てみると<sup>6)</sup>、全153社のうちUS-GAAP採用企業は53社、IAS採用企業100社となっており、IAS採用企業はUS-GAAP採用企業よりも倍近く多い結果となっている (図表1)。

このUS-GAAP/IAS採用企業153社を、本節で検討を試みる採用要因、すなわち「NYSE上場企業またはNM上場企業」および「DAX企業」に該当する企業ごとに区分表示したものが、図表2である。これによれば、US-GAAP/IAS採用ドイツ企業153社のうち、NYSE上場企業は8社 (5.2%)、NM上場企業は75社 (49.0%) である。NYSE上場企業は上述のようにすべてUS-GAAP採用企業である一方、US-GAAP/IASの一方を選択できるNM上場企業の採用基準の内訳は、US-GAAP採用が33社、IAS採用が

5) DAX企業30社のうち26社は、世界500大企業を表したFortune500 (1998年) にランキングされた企業であるので、DAX企業の多くを国際的大企業であるとし得よう。

6) 当該資料においては、採用基準別の分類は行われていないため、分類は筆者の判断に依って行った。

図表1 US-GAAP/IAS採用ドイツ企業

(1999年8月18日現在)

US-GAAP採用企業	IAS採用企業	
I&1 AG & Co.	AC Service	LPKF Laser & Electronics
Agiv	Adidas-Salomon	Lufthansa
Axitron	Allianz Versicherung	MAN
Augusta Beteiligungs	Alsen	Mannesmann (US-GAAP/IAS: 計画中)
BASF	Altana	mb Software
Bertrandt	AMB Aachen und Münchener Beteiligungs	MEDION
Beta Systems Software	ARTICON Information Systems	Mensch & Maschine Software
BROKAT Infosystems	Bayer	Merck
Ceo Tronics	Bayerische Hypo- und Vereinsbank	Metro
Compute Media AG	BB Biotech	MobiCom (1998年はHGB)
Continental AG	BB Medtech	Mühl Product & Service
Cybernet Int. Services Inc.	Bin Tec Communications	Münchener Rück
Daimler-Chrysler	BMW	MVV Energie
Data Design	Brain International	Nemetschek
DBV Winterthur	Brau und Brunnen	OAR Consulting
Degussa-Hüls	BWK Bremer Woll-Kämmerei	Odeon Film
Deutsche Bank (IASからUS-GAAPに変更)	CE Computer Equipment	OTRA Deutschland
Deutsche Telekom	CE Computer Electronic	Porsche
Dresdner Bank (+IAS)	Cenit	Preussag (計画中? 1998年はHGB)
edel music	Centrotec	Puma
ELSA	CineMedia Film	Refugium Holding
Endemann!! Internet	Commerzbank	RWE
Euromicron	Concord Effekten	Sachsenring Automobiltechnik
Fresenius Medical Care	Contigas (計画中)	Saltus Technology (1998年はHGB)
Graphisoft N.V.	DEFA Deutsche Entertainment	Schering
Hannover Rück	DePfa-Bank	Schalenbach-Lubeca
Hoechst (+IAS)	DG Bank	Senator Film
Heyde	DIS Deutscher Industrie Service	SER Systeme
IFCO Europe Beteiligungsgesellschaft (計画中?)	Drillisch	Sero Entsorgung
INTERSHOP Communications	Dyckerhoff	SKW Trostberg (計画中)
iXOS Software	EM TV & Merchandising	SMS
LHS Group Inc.	Ergo Versicherungsgruppe	SoftM Software und Beratung München
Metallgesellschaft	Eurobike (1998年はHGB)	Tarkett Sommer
Micrologica	Fortec Electronic Verbetriebs (1997/98年はHGB)	TEAG (計画中)
MorphoSys	hancke & peter IT Service (計画中)	technorans
Mühlbauer Hoding AG & Co.	Heidelberger Druckmaschinen	Teleplan International N.V.
Pfeiffer Vacuum Technology	Heidelberger Zement	Teutonia Zementwerke (計画中? 1998年はHGB)
Plenum	Henkel	Ticona
PriaCom	Hochtief	Tiptel
PSI	Höft & Wessel	Transtec
QIAGEN N.V.	Hornbach-Baumarkt (計画中? 1998年はHGB)	Trinkaus & Burkhardt
SAP	Hunzinger Information	TUI Touristic
Schwarz Pharma	i:FAO	Utimaco Software
SCM Microsystems Inc.	Infomatec	VAW
SGL Carbon	Intertainment	VIAG
Siemens	Karstadt (US-GAAP/IAS)	Vivanco
Singulus Technologie	Kinowelt Medien	Wella
TDS Informationstechnologie	Kraftübertragungswerke Rheinfelden (限定的)	
TelDaFax	Lafarge Braas Roofing	
Teles	Lahmeyer	
Thyssen Krupp	Leonberger Bausparkasse	
VEBA	Linde (US-GAAP/IAS: 計画中)	
W.E.T. Automotive Systems	Lintec Computer	
計	53社	計 100社

出所: Ordelleide [2000] をもとに作成。

注: 分類は作成者の判断に依る。

42社である。さらに、DAX企業は29社(19.0%)となっている。重複企業の数进行调整すると、この2つの要因で全体の69.3%を説明することができる。すなわち、約7割の採用企業が、NYSEまたはNMに上場している企業または国際的企業なのである。

さらに、これをUS-GAAP採用企業に限定して見てみると、US-GAAP採用企業53社のうちNYSE上場企業8社(15.1%)、NM上場企業33社(62.3%)、DAX企業11社(20.8%)であった。すなわち、これらの企業をもってUS-GAAP採用企業全体の86.8%を説明できることになる。特に、NYSE上場企業およびNM上場企業だけでUS-GAAP採用企業全体の75.5%を説明できるという点は、非常に興味深い。さらに、この数に近年中にNYSEに上場する予定であるというDresdner BankおよびBASF社(共に2000年夏上場予定)、Siemens社(2001年上場予定)、ならびにThyssen Krupp社(上場へ向けて活動中)<sup>7)</sup>を加えてみよう。すると、US-GAAP採用企業のうちの83.0%が、NYSEまたはNMへの上場のために当該基準を採用していることになるのである。

一方のIAS採用企業100社を見てみると、NMに上場している企業は42社であり、全体の42.0%を占めている。また、DAX企業は18社(18.0%)である。US-GAAP採用企業と比べると説明力は低い、それでも全体の60%を説明できるまでになる。

以上の分析から、NYSEまたはNMへの上場およびDAX企業という2つの要因によって、US-GAAP/IAS採用企業の69.3%が説明できることが明らかになった。換言すれば、約7割の企業が、NYSEまたはNMに上場するために、

図表2 US-GAAP/IAS採用企業の採用要因別内訳

US-GAAP/IAS採用企業数		
NYSE上場企業	8	(5.2%)
NM上場企業	75	(49.0%)
(NYSE/NM重複企業数)	(1)	
DAX企業	29	(19.0%)
(NYSE/DAX重複企業数)	(5)	
その他	47	(30.7%)
計	153	社
US-GAAP採用企業数		
NYSE上場企業	8	(15.1%)
NM上場企業	33	(62.3%)
(NYSE/NM重複企業数)	(1)	
DAX企業	11	(20.8%)
(NYSE/DAX重複企業数)	(5)	
その他	5	(9.4%)
計	53	社
IAS採用企業		
NM上場企業	42	(42.0%)
DAX企業	18	(18.0%)
その他	40	(40.0%)
計	100	社

または国際的大企業であるために、US-GAAP/IASを採用していると言うことができる。つまり、近年急増しているドイツ企業のUS-GAAP/IAS採用は、一つはドイツ企業によるNYSEまたはNMへの上場の増加という現象に伴って、またもう一つは、ドイツの国際的大企業におけるUS-GAAP/IASへの必要性の増大という現象に伴って進行しているのである。このことはドイツ企業においてNYSEおよびNMへの上場の必要性が高まるほど、そしてドイツ企業の国際化が進行するほど、US-GAAP/IASの採用が増加していくことを間接的に示している。しかしながら、この2つ以外の要因(採用根拠)については、別に検討していくことが必要となる<sup>8)</sup>。

7) 日経ビジネス [2000], 133頁。

### 3. ドイツ企業のUS-GAAP/IAS 準拠方法

前節においては、ドイツ企業によるUS-GAAP/IASの「採用」に焦点を当てて分析を行ってきた。しかしながら、一概にUS-GAAP/IASを採用するといっても、当該基準への「準拠」の仕方は一様ではない。そこで本節では、ドイツ企業がUS-GAAP/IASにどのように準拠しているのか、つまりその準拠方法について検討する。そのためにまず、ドイツにおいて行われてきたドイツ企業のUS-GAAP/IAS準拠の現状に関する一般的説明を示した後、ドイツ企業の財務諸表注記に見ることのできるUS-GAAP/IAS採用・準拠政策を検討していく。これらの検討を通じて、ドイツ企業が、一般的説明では捉えることのできないような多様なUS-GAAP/IAS準拠方法を採用していることが明らかになる。

さて、ドイツ企業のUS-GAAP/IASに準拠した財務諸表は、HGBに準拠した財務諸表との関連から、一般に次のような説明がなされてきた。辞書からの引用を見てみよう。

「二重財務諸表 (*Duale Abschlüsse*) 数社のコンツェルンがその連結財務諸表をHGBの枠内で可能な限りIASCのIAS (例えば、1994年以降のBayer社、Schering社) またはUS-GAAP (1995年のVEBA社) に適応させている。それらのコンツェルンは、しかるべく貸借対照表計上選択権を行使し、HGBの要求以上の報告に関

して附属説明書を拡張し、HGBに適合しないような評価方法に基づいたために財務諸表に表れない価値については追加的に報告を行う。

並列財務諸表 (*Parallele Abschlüsse*) かなりの数のコンツェルンがHGBに準拠した連結財務諸表のほかにUS-GAAP (例えば、1996年のDaimler-Benz社) またはIAS (例えば、1995年以降のDeutsche Bank) に準拠した第2の財務諸表を作成している (並列財務諸表)。NYSEへの上場は、US-GAAP準拠の財務諸表、またはHGBに準拠した利益および資本からUS-GAAPに準拠した利益および資本へと算定を行う調整表 (*Überleitung*) をもって可能となる。」(Busse von Colbe [1998], S.426, さらにNiehus [1995a], S.937, Pellens [1998], S.457-522, C&L Deutsche Revision [1997], S.33-38も参照のこと)

ここに説明される二重財務諸表、並列財務諸表、および調整表とは、準拠の結果作成された財務諸表または計算書に対する呼称であるが、それは視点を変えればその準拠の方法をも表している。すなわち、それらは順に、二重(Dual)、並列(Parallel)、調整表という3つの準拠方法である。

また、これと同様の準拠方法に対して、Ordelheide[1998]は、二重(Dual)、二種類(Doppelt)、調整表(*Überleitung*)という名称を与えている(S.37-40)。ここにおける二種類は、前述の並列に相当すると考えてよい。

このように、ドイツにおいては、準拠の結果作成された財務諸表または調整表における採用基準間の関係に注目する立場から、ドイツ企業のUS-GAAP/IAS準拠が説明されてきた。しかしながら本稿では、ドイツ企業のUS-GAAP/IASへの「準拠方法」を論ずるのであるから、比

8) 例えば、当該企業の海外依存度 (海外での売上高等の比率や外国人投資家の比率が高いほどUS-GAAP/IASを採用する傾向にあるといった仮定) や、親子関係 (親会社がUS-GAAP/IASを採用している企業はUS-GAAP/IASを採用するといった仮定) を調べることによって、さらなるUS-GAAP/IAS採用理由が判明するかもしれない。



較の基点をUS-GAAP/IASに置き、当該基準への準拠方法を順にHGBとUS-GAAP/IASとの「二重準拠」、US-GAAP/IASへの「完全準拠」、およびHGBとUS-GAAP/IASの「調整表(による準拠)」という呼称を用いることとする。

このような分類のもとに、ドイツ企業のUS-GAAP/IAS準拠方法を今一度整理してみたい。ここでは、まず単純に、多くのドイツ企業が直面している状況である、「ドイツ国内でHGBに準拠した財務諸表の作成を要求されているドイツ企業が、さらにUS-GAAPまたはIASのいずれか一方の基準を採用し、当該基準への準拠を行う場合」を想定する。

#### ①二重準拠

この準拠方法は、HGBで認められる範囲内でUS-GAAP/IASにも同時に準拠するものである。この準拠方法に依る結果作成されるのは、1組の財務諸表である。この二重準拠を行うドイツ企業には、例えば、1994年にIASへの準拠を果たしたBayer社、Hoechst社、Schering社等がある。

#### ②完全準拠

HGB準拠の財務諸表とは別に、US-GAAP/IAS準拠の財務諸表をもう一組作成する方法である。その結果、計2組の財務諸表が作成される。IASに準拠した財務諸表を作成しているAllianz社、Commerz Bank、NYSEに上場してUS-GAAPに完全準拠しているDaimler-Chrysler社(前Daimler-Benz社)、Fresenius Medical Care社等が、この準拠方法を採用する企業である。

#### ③調整表

HGBに準拠した財務諸表を作成した上で、調整表において、HGBとUS-GAAP/IASの間に生じる重要な相違とその金額についてHGBのもとでの利益および資本に修正を加え、US-

GAAPに準拠した利益および資本を導き出す方法である。この方法に準拠した場合、HGBに準拠した財務諸表とそのUS-GAAP/IASとの調整表がそれぞれ1組ずつ作成される(US-GAAP/IASへの間接的準拠)。そして調整表は、注記・附属説明書(Notes: Anhang)の中に追加的情報として示される<sup>9)</sup>。NYSE上場企業であるDeutsche Telekom社、SAP社、SGL Carbon社、VEBA社(ともにHGBとUS-GAAPの調整表)の他、NM上場企業であるBertraudt社(HGBとUS-GAAPの調整表)、Centrotec社、Kinowelt Medien社(HGBとIASの調整表)等が、これに該当する企業である。

これら3つの準拠方法を採用する代表的な企業を図表3に示している。

ここにドイツ企業のUS-GAAP/IAS準拠方法として特徴的であるのは、二重準拠である。これは、主にHGBのもつ弾力性を用いることによって可能となるものである。ここで、各国の会計制度の認める弾力性は、「①同一の事象を会計処理できる会計方法(選択肢)の数、②選択の仕方についての制限の有無、および③継続性の変更の容易さ」(徳賀[2000], 6頁)により決定される。HGBには、まず、二重準拠企業の多くがその使用を明記している貸借対照表計上選択権および評価選択権(Bilanzierungs- und Bewertungswahlrechte)において認められた会計方法を用いることが可能である点に弾力性が存在する。また、継続性の原則の適用も比較的緩やかである(Born[1994], S.130-131, さらに森[1997], 130頁も参照)。これらの弾力性が許容されているほかに、外貨換算のように法

9) このなかでも、様式20-Fを作成するドイツ企業の調整表は、連結財務諸表注記「ドイツおよびアメリカの一般に認められた会計原則における重要な相違」に掲載される。

図表3 ドイツ企業のUS-GAAP/IAS準拠方法

二重準拠		調整表		完全準拠	
US-GAAP	IAS	US-GAAP	IAS	US-GAAP	IAS
Preussen Elektra Raab Karcher	Bayer Dyckerhoff Heidelberger Zement Schering	BASF Bertraudt Deutsche Telekom SAP SGL Carbon VEBA	Centrotec Kinowelt Medien	Daimler-Chrysler Fresenius Medical Care Pfeiffer Vacuum	Adidas-Salomon Alsen- Breitenburg Allianz Commerz Bank Merck Puma Pedland Braas

注：図表作成にあたっては、特にOrdelheide[1998]、38頁の掲載図表、C & L Deutsche Revision[1997]、Born[1999]、入手可能であった当該企業のドイツ語版および英語版の営業報告書（Geschäftsbericht: Annual Report）、様式20-F等を参照した。

制化されていない貸借対照表計上領域があるという点でも、選択可能な会計方法の幅は広がっている（Pellens [1998]、S.461）。このように、ドイツ企業には会計方法選択上の自由裁量の余地が与えられているため、二重準拠が可能となるのである。この二重準拠方法は、ドイツ企業の他にフランス企業もまた採用可能であり<sup>10)</sup>、実際に二重準拠が行われているという（詳細は、Niehus [1991a] [1991b]）。

さて、それでは具体的に、ドイツ企業の財務諸表に掲げられたUS-GAAP/IAS採用・準拠に関する記述を見ていきたい。いずれの準拠方法を用いるのであれ、企業によって採用された基準は財務諸表に示される。そしてそれは、通常、注記・附属説明書の冒頭に掲載される。以後、当該部分を検討していくことを通じて、上記の分類では説明困難であるような、より複雑なUS-GAAP/IAS準拠政策がドイツ企業によって採られていることが分かる。

10) 例えば、弾力性のある会計基準を持つA国において、会計方法a、b、cがともに認められており、かつUS-GAAP/IASではaのみが認められている場合、A国企業がUS-GAAP/IAS準拠のためにその会計方法をbからaへと変更することは（A国で意味される継続性の原則に抵触しなければ）可能である（この論理の詳細は、徳賀 [2000]、第5章を参照のこと）。

### ① 重要性の判断による完全な二重準拠

まずは、1995年度のHeidelberger Zement社およびSchering社の連結財務諸表注記からの抜粋を見てみよう。

#### Heidelberger Zement社 (1995)

「Heidelberger Zement社の連結財務諸表は、前年度と同様、商法典の規定および当決算日に施行されている国際会計基準委員会（IASC）の基準に準拠して作成された。IASおよびHGBに準拠して異なる処理が要求されるような事実関係は、Heidelberger Zementコンツェルンの本報告期間には生じなかった、またはIASの重要性の原則に従って重要でないと判断されるべきものであった。」（C & L Deutsche Revision [1997]、S.35）

#### Schering社 (1995)

「Schering社の連結財務諸表は、商法典（HGB）の諸規定に準拠して作成されている。そのほか、HGBの貸借対照表計上および評価の諸原則と矛盾しない限り、本決算日に施行されている国際会計基準委員会の諸基準を考慮している。特に実現原則と慎重原則から離脱が生じ

るが、1995年度の連結財務諸表に大きな影響を及ぼしてはいない。」(C & L Deutsche Revision [1997], S.36)

注目すべきは、当該企業が可能な限りIASを採用するという二重準拠を行っているだけでなく、その結果基準間の相違に重要性がないことを理由として、HGBとIASの両方の基準に同時に準拠する財務諸表となっている点である(郡司[2000], 132-133頁)。このような方法は、上記2社の他に、Bayer社によって採用されている。

つまり、二重準拠には、可能な限りUS-GAAP/IASに準拠した結果、HGBとUS-GAAP/IASとの相違が重要でないとの判断からHGBとUS-GAAP/IASに同時に準拠し、結果が一致してしまう場合と、一致せず相違が生じる場合があることが分かる<sup>11)</sup>。故に、企業がUS-GAAP/IASに準拠するに際して二重準拠方法を採用する場合には、重要性の判断の余地が存在し、HGBとUS-GAAP/IASとを一致させるための会計政策が行われる可能性がある(その会計政策の具体的手段については、徳賀[2000], 173-175頁を参照されたい)。

## ② 選択可能な二つの準拠方法

### — 二重準拠+調整表の例 —

1997年にNYSE上場を果たしたVEBA社は、そのUS-GAAP準拠方法に関して次のように述べている。

「VEBA社の連結財務諸表は、ドイツ商法典

(HGB) およびドイツ株式会社法 (AktG), すなわちGerman GAAPに準拠して作成されている。進行している当グループの会計および開示の国際化に沿って、1995年1月1日以来、VEBAグループの連結財務諸表は、German GAAPのもとで可能な限り、アメリカにおける一般に認められた会計原則 (US-GAAP) に準拠して作成されてもいる。German GAAPのもとでUS-GAAPの適用が認められていない状況については、純利益および資本に関するUS-GAAPの適用の影響が、注記2にある調整表に含まれている。さらに、US-GAAPのもとで要求された追加的な情報を含めるために、連結財務諸表には付録が付されている。」(VEBA [1998], p.72)

すなわち、VEBA社は、US-GAAPへの二重準拠を行った上で、調整表を作成しているのである。つまり、二重準拠と調整表という方法は、代替的な準拠方法ではない。この例から、二重準拠の結果HGBとUS-GAAP/IASとの間に重要な相違が生じた場合に、二重準拠方法が他の準拠方法と併用可能なものとなることが分かる。前掲のVEBA社の他、SAP社、Deutsche Telekom社等がこれと同様の方法を採用している。

またこの準拠方法は、NYSEへの上場と密接に関わっている(ここに挙げた企業は、すべてNYSE上場企業である)。次の例に顕著に表れているように、Deutsche Telekom社は、NYSE上場のために、二重準拠+調整表という準拠方法を選択している。

Deutsche Telekom社 (1995)

「Deutsche Telekom社の連結会計の国際化の流れに沿って、貸借対照表計上および評価に

11) Goebel/Fuchs [1995] は、前者の方法による結果作成された財務諸表を二重財務諸表 (duale Abschlüsse), 後者の方法を質的調整 (qualitative Reconciliation) と呼び、区別している。

際して、ドイツ商法典に従った選択権の行使の範囲で認められる限り、当決算日において施行されているアメリカにおいて一般に認められた会計原則 (US-GAAP) が考慮された。これをもって、予定されているニューヨーク証券取引所 (NYSE) への上場のためにUS-GAAPに準拠した利益および資本の調整計算を少数の項目に限定する、という目的が追求された。」(C & L Deutsche Revision [1997], S.33)

ここでドイツ企業が行っているような、自国の会計基準の範囲内でUS-GAAPに準拠した上で調整表を作成するといった方法は、二重準拠が可能な範囲において相違はあるが、ドイツ以外の国の企業によっても行われている。Nobesによれば、US-GAAPとの調整表を作成するイギリス企業は、(イギリス基準で認められる範囲内で) US-GAAPで認められている方法を用いているという (Nobes [1995], p.167, さらに徳賀 [2000], 53-58頁も参照)。

そこで、徳賀 [2000] (56-57頁) において示されている、イギリス企業が調整表によってUS-GAAPに準拠する際の会計方法の変更の可能性を、本稿の趣旨に添うよう、ドイツ企業がUS-GAAP/IAS準拠する場合に当てはめて考えてみたい。つまり、ドイツ企業はまず調整表を作成する際に、HGBで認められているがUS-GAAP/IASでは認められていない方法をUS-GAAPで認められている方法へと変更する「不可避の変更」を行う。しかしながらそれだけでなく、現在採用している方法がUS-GAAP/IASで認められているにもかかわらず、US-GAAPで認められている別の方法へと変更するといった「可能な変更」を行う可能性もあるのである。このように、準拠方法の選択と企業の会計政策が密接な関係にあるため、準拠方法の選択さえ

も政策的なものとなってしまう場合がある。

### ③ NYSE上場と準拠政策の変更

これまで、HGBに準拠した上でUS-GAAPまたはIASの一方の基準に準拠することを想定し、実例を示してきた。しかし、US-GAAP/IAS採用ドイツ企業のなかには、US-GAAPとIASの両方の基準に準拠する企業がある。Hoechst社は、1997年から1998年まで、US-GAAP/IASの両方の基準を採用する政策を採っていた<sup>12)</sup>。その具体的方法つまり、HGBとIASとの二重準拠を行いHGBのもとで可能な限りIASに準拠した上で、さらにそれとUS-GAAPとの調整表を作成するというものである。ここで作成されるのは、HGBとIASの両方に準拠した一組の財務諸表とUS-GAAPとの一組の調整表である。

ここでこのUS-GAAPへの準拠は、US-GAAPの採用が要求されるNYSE上場と同時にに行われた。つまり、Hoechst社は、1994年に二重準拠によりIASを採用した後、1997年にUS-GAAPとの調整表をもってNYSE上場を果たしたのである。

この例は、現在IASを採用している企業が、これから先、NYSE上場に伴って採用基準をUS-GAAPに変更したり、US-GAAPを追加的に採用したりする可能性があることを暗示している。実際に、現在二重準拠または完全準拠によりIASに準拠しているAllianz社、Bayer社、Commerzbank、Deutsche Bank、Dresdner Bank、Schering社等の企業は、NYSE上場を決定したため、近年中に採用基準の変更または追加を行う予定である。

12) Hoechst社は、1999年11月NYSEへの上場を廃止したため、1999年度よりUS-GAAPの採用・準拠を行っていない。

またこのHoechst社の例で注目すべき点は、SECに提出した1997年度の様式20-F第18項にある財務諸表注記には、「当社の連結財務諸表はIASに準拠して作成された」(下線部は引用者による)(Hoechst [1997a], F-51)と説明されており、HGBに準拠したとの記述は見られない点である。しかしながら、Hoechst社は1995年以来HGBとIASに二重準拠した財務諸表を作成してきたし、当該企業の様式20-Fに掲載された財務諸表とドイツ語版の営業報告書(Geschäftsbericht)(Hoechst [1997b])に含められた財務諸表を比べてみても、相違は見られずそれらは同一のものである。つまり、様式20-Fに掲載された財務諸表を見るだけでは、HGBとIASに二重準拠している旨が分からないのである。

また、次に挙げるDaimler-Benz社は、準拠方法の変更を行った例である。Daimler-Benz社は、1993年以来HGBとUS-GAAPとの調整表を作成していたが、1996年その準拠方法を完全準拠に変更した。その変更の理由を伺うことが出来るのが、次の記述である。

「当グループは、前事業年度まで財務諸表等規則第237条第1項の規定に基づき、ドイツ連邦共和国において公表した年次報告書に記載された財務書類であり、ドイツ連邦共和国において一般に公正妥当と認められた企業会計原則及び会計慣行(「ドイツ会計基準」)に準拠して作成されたものを有価証券報告書に記載していた。しかし、当社株式の1993年のニューヨーク証券取引所上場以来、米国会計基準に基づく財務書類の調整も併せて行っていたところ、(1)2つの会計基準に基づく開示を行うことの経費負担及び、(2)米国会計基準の方がドイツ会計基準よりもより透明性が高く、他の国際的企業グループと当グループとの比較が容易になると考えられ

ること等に照らして、1996年12月31日に終了した当事業年度より、全世界(ドイツを含む)において、米国会計基準による財務書類のみを投資家向けの年次報告書(アニュアル・レポート)等で開示することとした。この一環として、本書においても米国会計基準に準拠して作成された財務書類を記載することに変更した。」(ダイムラー・ベンツ [1996], 41頁)

上記のような理由から、現在調整表を作成している企業が、その準拠方法を完全準拠に変更することも十分考えられる。つまり、採用基準が変更される場合があるだけでなく、準拠方法も変更される場合があるのである。そしてこれらの例から、採用基準・準拠方法の変更が、US-GAAPへの準拠が要求されるNYSE上場との関連において行われ、IASからUS-GAAPへと、調整表から完全準拠へと行われることを伺い知ることができる。しかしながら、これが一般化できる事例であるのかどうかという問題は、今後の実務の動向を分析することでのみ検証可能となる。

本節を通じて見てきたように、ドイツ企業のUS-GAAP/IAS準拠方法は多様かつ複雑である。特に、本節で例示したような複雑な準拠方法を採る企業が、国際的大企業であることも見逃してはならない。ドイツ企業がUS-GAAP/IASを採用する際には、US-GAAPかIASかそれともUS-GAAP/IASの両方を採用するかといった採用基準の選択に加えて、二重準拠か調整表か完全準拠かといった準拠方法の選択があり、この二つの次元での選択が行われている。またそれらの選択に際しては、会計基準の採用・準拠政策が繰り広げられているのである。

#### 4. おわりに

本稿では、近年著しくUS-GAAP/IAS採用の動きを見せているドイツ企業に焦点を当て、当該基準の採用・準拠について検討を行ってきた。

第2節においては、ドイツ企業によるUS-GAAP/IAS採用の根拠として、「NYSEへの上場またはNMへの上場」および「国際的大企業」という2つの要因を特定した。つまり、US-GAAP/IAS採用企業の増加という変化は、ドイツ企業のなかでも特にNYSE上場企業、NM上場企業、そして国際的大企業において生じているのである。その他の企業については、現在のところ連続性が保たれているようである。このことは、これから先ドイツ企業のなかでUS-GAAP/IASを採用し変化が生じる可能性が大きいのは、主にNYSEやNMへの上場を計画する企業や国際的大企業であるということをも示唆している。またさらに、ドイツ企業においてNYSEおよびNMへの上場の必要性が高まり、企業の国際化が進行していけば、ドイツ企業によるUS-GAAP/IASの採用が増加することをも意味している。

このように、ドイツ会計実務に変化が起こっていることに間違いはないが、その変化のなかには連続性も包含されている。第3節で示したような「HGBで認められた範囲内でUS-GAAP/IASに準拠する」といった二重準拠方法の採用は、従来のドイツ会計制度との連続性を保とうとする試みである。しかしながら、より詳細なドイツ会計における変化と連続の同定については、さらなる分析を待たねばならない。

同じく第3節で示されたドイツ企業によるUS-GAAP/IAS採用・準拠の多様性・複雑性は、各企業が試行錯誤の状態にあることを表してい

るのかもしれない。故に、現時点において、ドイツ企業によるUS-GAAP/IASの採用・準拠の法則性を見出すことは難しい。この分析もまた、後の検討課題として残されている。

本稿で検討してきたように、US-GAAP/IAS採用・準拠における基準の選択と方法の選択という2つの次元での選択によって、ドイツ企業は会計基準の採用政策・準拠政策とでもいえるべきものを展開していた。このドイツ会計実務の現状は、会計の国際的調和が、基準の採用・準拠といった「施行」の面で解決すべき様々な問題を残していることを例示してくれる。

#### 〈主要参考文献〉

- Born, K. [1994] *Bilanzanalyse international*, Stuttgart: Schäffer-Poeschel Verlag.
- Born, K. [1999] *Rechnungslegung nach IAS, US-GAAP und HGB im Vergleich*, Stuttgart: Schäffer-Poeschel Verlag.
- Busse von Colbe, W. [1998] Konzernabschluss internationaler, in *Lexikon des Rechnungswesens*, hrsg. von W. Busse von Colbe / B. Pellens, 4., überarb. und erw. Aufl., München: Wien: Oldenbourg, S.425-427.
- C & L Deutsche Revision(Hrsg.) [1997] *Konzernabschlüsse '95: Ergebnisse einer Untersuchung von 100 großen Konzernen*, Düsseldorf: IDW-Verlag GmbH.
- Goebel, A./M.Fuchs [1995] Die Anwendung der International Accounting Standards in den Konzernabschlüssen deutscher Kapitalgesellschaften, in *Der Betrieb*, Heft 31, S.1521-1527.
- Liener, G. [1992] Internationale Unternehmen brauchen eine globalisierte Rechnungslegung, in *Zeitschrift für Betriebswirtschaft*, 62 Jg. Nr.3, S.269-292.
- Niehus, R.J. [1991a] [1991b] 7.EG-Richtlinie = "US-GAAP"? - "Duale" Konzernrechnungslegung in Frankreich(Teil I)(Teil II), in *Die Wirtschaftsprüfung*, Jahrgang 44 Nr.1, S.1-8/Nr.2, S.34-39.
- Niehus, R.J. [1995a] Zur "Internationalisierung" der Konzernabschlüsse 1994 der Bayer AG und der Schering AG, in *Der Betrieb*, Heft 19, S.937-940.
- Niehus, R.J. [1995b] Die Neue "Internationalität"

- deutscher Konzernabschlüsse, in *Der Betrieb*, Heft 27/28, S.1341-1345.
- Nobes, C. [1995] “Financial Reporting in North America,” *Comparative International Accounting*, edited by C.Nobes and R.Parker (4th. ed.), Cambridge: Prentice Hall International(UK) Limited, pp. 145-172.
- Ordelheide, D. [1998] *Internationale Rechnungslegung und Bilanzanalyse*, 2.Auflage.
- Pellens, B. [1998] *Internationale Rechnungslegung*, 2., überarb. und erw. Aufl., Stuttgart: Schäffer-Poeschel Verlag.
- 木下勝一 [1999] 「商法会計法の形成— 2つの波—」佐藤博明編著『ドイツ会計の新展開—国際化への戦略的アプローチ—』森山書店, 15-47頁。
- 郡司健 [2000] 『連結会計制度論』中央経済社。
- 潮崎智美 [2000] 「ドイツ企業の会計基準選択政策— 3大証券取引所上場企業を中心として—」『九州経済学会年報』第38集 (2000年11月刊行予定)。
- 徳賀芳弘 [2000] 『国際会計論—相違と調和—』中央経済社。
- 森美智代 [1995] 「ドイツにおける財務諸表の二つの国際的調和化」『アドミニストレーション』(熊本県立大学総合管理学会), 第2巻第1号, 1-40頁。
- 森美智代 [1997] 『貸借対照表能力論の展開—ドイツ会計制度と会計の国際的調和化との関連において—』中央経済社。
- 港監査法人編 [1987] 『アメリカの証券市場・資金調達』中央経済社。
- SAP [1998] *Form 20-F*.
- VEBA [1998] *Annual Report*.
- タイムラー・ベント [1996] 『有価証券報告書総覧 平成8年』大蔵省印刷局。
- 日経ビジネス, 2000年2月14日号。

#### 〈主要参考資料〉

- Fortune [1999] “The Fortune Global 500—The World’s Largest Corporations,” *Fortune*, August, F29-F31.
- Hoechst [1997a] *Form 20-F*.
- Hoechst [1997b] *Geschäftsbericht*.
- NM [2000] “Unternehmen des Neuen Marktes,” 2000/05/15.  
<http://www.neuermarkt.de/nm30/start.html>
- NYSE [2000] “Listed Companies,” 2000/05/15.  
<http://www.nyse.com/listed/listed.html>
- Ordelheide, D. [2000] “Internationale Abschlüsse deutscher Unternehmen,” 2000/03/08.  
<http://www.intacc.wiwi.uni-frankfurt.de/html/de/IAS-USGAAP.htm>